

## ○和光市模擬試験受験料支援事業補助金交付要綱

令和6年5月10日

告示第137号

(目的)

第1条 この告示は、ひとり親家庭等生活向上事業実施要綱（ひとり親家庭等生活向上事業の実施について（平成28年4月1日雇児発0401第31号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）別紙）に基づき、経済的課題を抱えるひとり親家庭等のこどもに対して、模擬試験の受験料の補助を行うことで、ひとり親家庭や低所得子育て世帯のこどもの進学に向けたチャレンジを後押しし、進学段階で貧困の連鎖を断ち切ることを目的として、予算の範囲内で和光市模擬試験受験料支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

2 補助金の交付に関しては、和光市補助金等の交付に関する規則（昭和38年規則第8号）に定めるもののほか、この告示に定めるところによる。

(補助金の対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、和光市生活困窮者自立支援事業実施規則（平成30年規則第19号）第4条第5号に規定する事業に参加している中学校3年生（申請時点で市内に住民登録がある者に限る。以下「対象生徒」という。）を現に扶養している者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) ひとり親家庭の親又は養育者家庭の養育者であって、補助金の交付を申請する月の属する年度（4月から5月までに申請する場合にあつては、前年度）分の所得が、児童扶養手当の支給を受けている者と同等の所得水準にあるもの（ただし、児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）第6条の7の規定は適用しない。）

(2) 前号に規定する者以外の者であって、補助金の交付を申請する月の属する年度（4月から5月までに申請をする場合にあつては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課される退職手当等に係る所得割を除く。）が課されないもの（市区町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）のうち、対象生徒と同一の世帯に属するもの（当該対象生徒の民法（明治29年法律第89号）第877条に規定する扶養義務者であって、当該対象生

徒と生計を同じくするものを含む。)

(3) 前2号に掲げるもののほか市長が特に認めた世帯に属する者

(補助対象経費)

第3条 補助対象経費は、対象生徒が受験した模擬試験の受験料とし、補助金額は1年度当たり対象生徒1人につき6,000円を上限とする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、和光市模擬試験受験料支援事業補助金交付申請書兼請求書(様式第1号)に領収書その他関係書類を添えて市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定したときは、和光市模擬試験受験料支援事業補助金交付(不交付)決定通知書(様式第2号)により、当該申請をした者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定をしたときは、当該決定を受けた者に補助金を交付するものとする。

4 市長は、第2項の規定による補助金の交付の決定に必要な条件を付することができる。

(交付決定の取消し等)

第5条 市長は、前条第2項の規定により交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、当該決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) この告示に違反したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるとき。

2 前条第3項の規定により補助金の交付を受けた者は、前項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消されたときは、当該補助金の全部又は一部を返還しなければならない。

(書類の保管)

第6条 第4条第3項の規定により補助金の交付を受けた者は、当該補助金に係る証拠書類を当該補助金の交付を受けた日の属する会計年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定

める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和6年告示第193号）

この告示は、公布の日から施行し、令和6年5月10日から適用する。

附 則（令和6年告示第301号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和6年12月2日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行の際、この告示による改正前の和光市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知に関する要綱、和光市後期高齢者医療人間ドック検診費補助金交付要綱、障害児通所給付費の給付等に関する要綱、和光市未熟児養育医療給付実施要綱、和光市母子健康手帳交付要綱、令和2年度和光市新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免要綱、新型コロナウイルス感染症に関する和光市国民健康保険傷病見舞金支給要綱、令和3年度和光市新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免要綱、令和4年度和光市新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免要綱、和光市ヒトパピローマウイルス感染症に係る任意接種償還払い要綱、和光市不妊治療費助成金交付要綱、和光市伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の一体的実施事業実施要綱、和光市造血細胞移植後定期予防接種ワクチン再接種費用助成要綱、和光市带状疱疹ワクチン任意接種費補助金要綱及び和光市模擬試験受験料支援事業補助金交付要綱の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

様式第1号（第4条関係）

和光市模擬試験受験料支援事業補助金交付申請書兼請求書

年 月 日

和光市長 様

申請者 住所  
氏名  
対象生徒との続柄  
電話番号

和光市模擬試験受験料支援事業補助金の交付を受けたいので、裏面の誓約・同意事項の全ての内容に誓約・同意し、次のとおり申請します。

1 対象生徒

フリガナ	
氏名	
生年月日	
住所	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ 〒

2 請求金額

\_\_\_\_\_ 円

3 振込先（原則申請者の口座）

金融機関名	
店名	
預金種別	
口座番号	
フリガナ	
口座名義人	

### 【誓約・同意事項】

- ① 市の担当者が申請者及びその世帯員の課税状況、児童扶養手当受給状況及び対象生徒の和光市学習支援教室の登録状況について、必要な範囲で関係所管課等から公簿等の確認を行うことに同意します。
- ② 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- ③ この補助金の対象経費について、他の補助を受けていません。
- ④ この補助金の対象経費について、払い戻しされた受験料等を含めていません。
- ⑤ 市が交付決定をした後、申請書の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、交付決定した日の属する年度の翌年度の4月30日までに申請者に連絡・確認できない場合には、市は当該申請が取り下げられたものとみなします。
- ⑥ 補助金の支払後、この補助金の対象要件に該当しないことが判明した場合には、補助金を返還します。

### 【必要書類】

- ① 模擬試験受験料の支払いを証明する書類【必須】
  - ・ 模擬試験名、模擬試験受験料の額、受験者（または支払者）及び領収日などが明記されたもの。※ 1枚で証明できない場合は、複数添付すること。  
※ 振込控えをお持ちで模試名がない場合は模試受験票や模試HPなど併せて添付
- ② 申請者の本人確認書類【必須】（いずれか1点）
  - ・ マイナンバーカード（表面）、運転免許証（両面）、在留カード（両面）、生活保護受給資格者証（表面）、住民基本台帳カード
- ③ 金融機関口座確認書類【必須】
  - ・ 振込先の通帳やキャッシュカード等の写し※ 金融機関名、支店名、口座番号、口座名義人（カナ）が確認できること
- ④ 対象世帯であることが確認できる書類【該当者のみ】（いずれか1点）
  - ・ 児童扶養手当受給者証（写し）  
※ 和光市で児童扶養手当を受給している場合は不要
  - ・ 住民税決定証明書又は非課税証明書（世帯全員分）  
※ 1月から5月に申請して申請年の前年の1月1日時点で和光市に住民登録がある場合又は6月から12月に申請し、申請年の1月1日時点で和光市に住民登録がある場合は不要
- ⑤ 申請者と対象生徒の関係性がわかる書類【該当者のみ】
  - ・ 戸籍謄本等※ 申請者が父母で対象生徒と同居している場合は不要

様式第2号（第4条関係）

文書記号第 号  
年 月 日

様

和光市長

和光市模擬試験受験料支援事業補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった和光市模擬試験受験料支援事業補助金について、下記のとおり決定したので通知します。

記

交付する

交付決定額 \_\_\_\_\_ 円

交付しない

理由：

様式第1号 (第4条関係)

様式第2号 (第4条関係)